社会福祉充実計画の策定フロー

社会福祉法人

決算試算後

①社会福祉充実残額の算定

残額あり　残額なし

社会福祉充実残額の算定結果の届出

②社会福祉充実計画の作成

決算理事会

③理事会での審議

地域公益事業を行わない場合

地域公益事業を行う場合

④地域協議会への意見聴取
・地域公益事業を行う場合に、所轄庁へ地域協議会の開催申請を行う。
・地域協議会で意見聴取した結果を計画に反映する

⑤公認会計士・税理士等からの意見聴取

定時評議員会

⑥評議員会の承認

6月末までに

⑦所轄庁へ承認申請の提出

⑧計画の実施
計画に変更が生じた場合は、必要に応じて変更承認申請、変更届出、計画終了承認申請を行う

毎年度算定

計画策定に向けて相談（事前相書）

地域協議会開催申請

意見聴取した結果を通知する

承認申請書の提出

承認・否承認通知書

所轄庁（あきる野市）

他市等からの資料提供等依頼

算定結果の確認

①社会福祉充実計画策定の相談
実施しようとする事業について、市の計画等との整合性、地域ニーズなどを踏まえて実現性などの相談を行う

地域福祉に関する情報提供等を必要とする

②地域協議会の開催受付・日程調整
法人の開催申請又は市の依頼により、地域協議会の開催日を調整

5月初～末頃

③地域協議会の開催
ア　法人申請の場合
　法人の担当者が概要を説明し、委員から意見を聴取する
イ　市依頼の場合
　・市の担当者が地域の福祉ニーズ等の情報を聴取する
　・地域福祉の推進のため、関係者の連携等を図る

5月末頃・その他随時

④社会福祉充実計画の審査・承認
・地域の実情に照らして合理性を欠くものでないか、社会福祉充実残額の算定結果及び資金計画に問題はないかなどを審査し、承認の可否を行う
・計画に変更が生じた場合は、再度審査を行う